

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

全 課

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の策定

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

(2) 情報公開・住民参加

町は、被災地の復旧・復興について、住民の意向を尊重しつつ、町及び住民が協働して策定するものとし、情報公開並びに計画策定に際しての住民参加を積極的に図る。

2 支援体制の確立

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害廃棄物の適切な処理が求められる。

町及び関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第2 活動の内容

1 被災施設の復旧等

生活の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のため、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。実施に当たっては、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(1) 計画的かつ効率的復旧事業の推進

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(2) 改良復旧の推進

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。

(3) 土砂災害防止対策の推進

大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。

(4) 復旧予定時期の明示

ライフライン関係の復旧は、可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

(5) 総合的な復旧事業の推進

他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

(6) 事業期間の短縮化

被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ、事業期間の短縮に努める。

(7) 補助事業の活用

ア 国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

イ 復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速や

かに査定実施に移すよう努める。

ウ 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事の迅速化に努める。

2 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理の実施

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、次の事項に留意する。

ア 適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。

イ 復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。

ウ 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。

(2) 応援要請

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。

3 復旧事業の種類

被災施設の復旧については、関係法令及びそれぞれの定める計画により、おおむね次の事業について計画する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

ア 河川災害復旧事業

イ 道路災害復旧事業

ウ 下水道災害復旧事業

エ 公園災害復旧事業

(2) 上水道施設災害復旧事業

(3) 農林水産業施設災害復旧事業

ア 農地、農業用施設災害復旧事業

イ 林道災害復旧事業

ウ 共同利用施設災害復旧事業

エ 災害関連農村生活環境施設復旧事業

オ 農業集落排水施設災害復旧事業

(4) 中小企業施設災害復旧事業

(5) 環境衛生施設災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

- (7) 学校教育施設災害復旧事業
- (8) 公立社会教育施設災害復旧事業
- (9) 公営住宅、公共施設災害復旧事業
- (10) 通信、運輸、電力等災害復旧事業
- (11) その他施設の災害復旧事業

4 職員派遣

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、町のみでは人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、町は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

- (1) 町職員を活用しても災害復旧になお人員が必要な場合、町は、「長野県市町村災害時相互応援協定」（第5編資料編15-1-2）に基づき、他の市町村や県に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。
- (2) 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第3節 計画的な復興

全 課

第1 基本方針

町は、大規模地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 活動の内容

1 復興計画の作成

- (1) 町は、被災地域の再建に当たり、より災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業が可及的速やかに実施できる内容の計画とする。当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮し、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。
- (2) 町は、関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、整合性のある計画の作成に努める。

2 防災まちづくり

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ、災害の再発防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、住民の理解を求めながら、住民安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

(1) 総合的な都市・市街地整備事業の活用

復興のため市街地の調整改善が必要な場合には、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建を図る上からも、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得られるよう努める。

また、地震で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。

(2) 都市防災機能の強化

防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確

保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。

ア オープンスペースの充実化

都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

イ 不適格建築物の解消

既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

3 復興計画実施上の留意点

(1) 復旧事業の迅速化

復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。

(2) 住民参加の推進

住民に、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

(3) 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(4) 石綿の飛散防止対策

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう周知・指導・助言する。

4 特定大規模災害からの復興

(1) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき町の開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

総務課、企画財政課

第1 基本方針

町は、災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第2 活動の内容

1 資金計画

町が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

第5節 被災者等の生活再建等の支援

全課

第1 基本方針

町は、災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより、生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第2 活動の内容

1 住宅対策

町は、被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を次に基づき行う。

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

(2) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が10戸以上となったとき、町は、被災者の希望により災害の実態を把握した上で、この制度による融資のあっせんをする。

(3) 災害公営住宅

被災地全域で200戸以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(4) 既存町営住宅の再建

既存町営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ、再建する。

(5) 町営住宅等への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、町営住宅等への優先入居の措置を講ずる。

2 生活福祉資金（災害援護資金等）の活用

町は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講ずる。

3 被災者の労働対策

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、県及び公共職業安定所が実

施する職業あつせん活動等へ協力する。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給（第5編資料編14-1・14-2）

町は、条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

(2) 災害援護資金の貸付（第5編資料編14-3）

町は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

5 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度を適用する。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金部（以下「基金」という。）が行う。）

町は、支援法第4条に基づき、基金から委託をされた場合は、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

6 租税の徴収猶予及び減免

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(1) 国 税

ア 国税通則法の規定に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限を延長する等の措置を行う。

イ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定に基づく被災者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算の特別措置若しくは徴収の猶予等の措置を行う。

(2) 県 税

地方税法又は県税条例に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を行う。

(3) 町民税等

地方税法又は町条例等に基づく被災者の町民税等についての納期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を行う。

7 介護保険利用料医療費負担の減免、保険料の減免

町は、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、介護保険サービスや療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

8 罹災証明書の交付

(1) 町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、早期に罹災証明の交付を行う。

また、住宅等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住宅の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

(2) 消防本部は、火災に関する罹災証明の交付申請に際し、証明書の早期発行を行う。

9 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成および活用を図り、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

10 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報・連絡体制の構築

- (1) 町長は、必要に応じ、町が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 町は、相談業務の実施に当たり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。
- (3) 町は、住民に対し、掲示板、同報無線、広報紙等を活用し、広報を行う。
- (4) 町は、報道機関に対し、発表を行う。

11 災害復旧用材の供給

町は、災害復旧資材として、関係機関及び木材団体と調整を図り、災害復旧用材を迅速かつ円滑に供給する。

第6節 被災中小企業等の復興

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 活動の内容

1 被害農林事業者に対する支援

県により実施される支援策等について、周知・紹介を行う。

また、農林漁業関係施設などの復旧により、被災農林業等の経営安定を図る。

2 被災中小企業者に対する支援

被災中小企業者の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ的確な措置を講じる。

また、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(1) 町が実施する中小企業融資制度

- ア 普通資金
- イ 特別小口資金
- ウ 普通設備資金
- エ 公害防止設備資金
- オ 工場移転設備資金
- カ 小売店舗近代化資金
- キ 独立開業資金
- ク 経営安定資金
- ケ 個性ある店づくり資金
- コ 新技術・新製品開発資金

(2) その他の中小企業融資制度

県又は中小企業関係団体等を通じて利活用できる金融上の特別措置等について、被災中小企業者に対し、周知徹底を図る。

また、被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。

(3) 信用補完制度

長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。

(4) 雇用調整助成金制度

企業の雇用維持のための努力を支援するため、制度の利用促進を図る。

3 風評被害解消対策

災害発生後、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質して風評となり、農林業及び観光業等に大きな影響を与えることがある。

災害後の地域の経済的復興を図るためには、風評の防止対策も考慮しておく必要がある。

- (1) 風評被害の防止のためには、正しい情報を速やかに広めることが大切である。このため、風評の事実、又は歪曲した内容の情報を入手した場合、町は、報道機関の協力を得て、正しい情報の周知を図る。
- (2) 町は、災害に起因する風評による農林産物の消費離れ、観光客離れを防止するため、J A ながの、小布施町商工会、小布施文化観光協会等と連携し、消費拡大及び誘客を図るため、必要に応じてキャンペーンの実施等の対策を講ずる。
- (3) 風評が拡大し、関係業者に深刻な影響が出た場合には、県に対して支援措置の要請を行う。

第7節 被災した観光施設の復興

産業振興課

第1 基本方針

被災した観光施設の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光施設の誘客体制を整備し、被災した観光施設に対して総合的な支援を行う。

第2 活動の内容

1 被災した観光施設に対する支援

- (1) 国、県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光施設の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。
- (2) 国、県、関係機関等と連携して、被災した観光施設の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光施設の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。